

令和7年6月17日

杉並区「涼み処（クーリングシェルター）」応募要項

1 趣 旨

改正気候変動適応法※¹では、熱中症特別警戒情報（以下、「熱中症特別警戒アラート」という。）※²発表期間中には、市町村が定めた指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を開放することとされています。

杉並区では、夏の猛暑から区民の生命と健康を守るため、誰もが気軽に立ち寄り、涼を取ることができる施設として「涼み処（クーリングシェルター）」と名付け、公共施設を中心に施設の指定を進めています。

つきましては、本取組の趣旨を鑑み、「涼み処（クーリングシェルター）」として、区と共に熱中症対策にご協力いただける民間施設を募集します。

2 応募要件

以下の（１）施設要件、（２）運用要件を満たす施設を指定します。

（１）施設要件

ア 適当な冷房設備※³を有すること

イ 熱中症特別警戒アラートが発表された時は、あらかじめ公開する開放可能日時において、当該施設を開放することができること

ウ 滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間※⁴の確保ができること

エ ウの滞在の用に供すべき部分において、原則５人以上の滞在が可能なこと

オ 当該施設の指定場所が、無料で利用可能であること

カ 休息用の椅子やソファ等が設置されていること（既設のものでも可。）

（２）運用要件

ア 環境省の熱中症警戒アラート等メール配信サービス※⁵に登録し、環境省から「熱中症特別警戒アラート」が発表された際には、速やかに情報を入手できること

イ 各施設の出入口等、見やすい場所に区作成の「涼み処（クーリングシェルター）」のポスター等を掲示できること

ウ 区に「涼み処（クーリングシェルター）」の利用状況の報告ができるこ

と

エ 熱中症特別警戒アラート発表時以外でも、涼をとるために来訪する区民等の受け入れができること

オ その他、利用者からの問い合わせ対応や、当該施設のクーリングシェルター供用部の場所への案内等ができること

3 涼み処（クーリングシェルター）運用期間

毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日（熱中症警戒アラート運用期間※

6）。開放の具体的な日、時間等は各施設の実情等に応じて定めるものとします。

4 募集期間

随時募集しています。

当該年度の運用期間を過ぎた場合は、次年度からの運用として受け付けますが、当該年度中の応募は可能です。

5 応募方法

別紙の応募用紙に必要事項を記載のうえ、危機管理対策課まで持参、郵送のいずれかの方法で応募してください。

【応募用紙ダウンロード先】

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s014/1472.html>

【提出先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区危機管理室危機管理対策課

危機管理対策担当 あて

6 提出後の流れ

応募用紙の提出後の流れは、次のとおりです。

（1）区と施設管理者での協定内容等の確認

（2）「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」の締結

（3）区ホームページ等で涼み処（クーリングシェルター）施設情報の公表開

始

(4) 涼み処（クーリングシェルター）の運用開始

7 物資の配布及び情報の提供

区は、涼み処（クーリングシェルター）に対し、次のとおり、物資の配布及び情報提供を行います。

(1) 涼み処（クーリングシェルター）案内ポスターの配布

(2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

8 その他

以下の場合には、涼み処（クーリングシェルター）として指定しないことがあります。

- ・開放するスペースが個人宅等、不特定多数の利用に適さない場合
- ・商業目的が著しく優先されている等、本取組の趣旨に適さない場合
- ・その他、公序良俗に反する等、区が不適當と認める場合

9 問合わせ先

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区危機管理室危機管理対策課

危機管理対策担当

電話：03-3312-2111 内線1583・1584

※1 気候変動適応法・・・地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律のこと。

※2 熱中症特別警戒アラート・・・熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に発表される、熱中症警戒アラートより一段上の情報。

※3 適当な冷房設備・・・定期的にメンテナンスがされており、施設の実情や規模に応じた適切な機能を有した冷房設備のこと。

※4 必要かつ適切な空間・・・受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること。（10人であれば10人、5人

であれば5人が、地域やクーリングシェルの状況に応じて、同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。)

※5 熱中症警戒アラート等メール配信サービス・・・環境省が運営するメール配信サービス。熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの発表時に登録したメールアドレスに連絡がある。詳細は以下の、「熱中症予防サイト 熱中症警戒アラート等のメール配信サービス（無料）ページ」をご覧ください。

URL： https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php

※6 熱中症警戒アラート運用期間・・・暑さ指数（WBGT）をもとに熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間のことで、気象庁及び環境省において定めている。